

平成28年10月21日
総務省北海道管区行政評価局

北海道内におけるジェネリック医薬品の普及促進に関する調査

＜改善通知に対する改善措置の概要＞

北海道管区行政評価局では、平成27年12月から28年6月にかけて、北海道内の市町村等におけるジェネリック医薬品の普及状況や北海道厚生局における医療機関等に対する指導監督の実施状況について調査を実施し、北海道厚生局に対して、必要な改善措置を講ずるよう改善意見を通知しました（平成28年6月10日）。

今般、同局から回答された改善措置状況の概要を取りまとめましたので公表します。

＜本件照会先＞

総務省 北海道管区行政評価局 第一部第三評価監視官室

（担 当） 神尾 謙二（かみお けんじ）

（電 話） 011-709-2311（内線3137）（直通）011-709-1804

（F A X） 011-709-1843 （Eメール）hkd13@soumu.go.jp

改善通知に対する改善措置状況(概要)

改善意見通知日：平成28年6月10日（通知先：北海道厚生局）

回答受理日：平成28年10月14日

調査結果

1 道内におけるジェネリック医薬品の普及状況

- ① 道内183の国保保険者（市町村国保179保険者・国保組合4保険者）別のジェネリック医薬品の使用割合は、最高が82.0%、最低が37.1%と約45ポイントの差（表1）
 - ・ 平成29年中の政府目標である70%を超える保険者は37保険者。一方で50%未満が8保険者
 - ・ 医療関係者で構成する国保組合の使用割合が低調。特に、北海道医師国保組合は41.5%と道内で2番目に低い状況
⇒ 北海道厚生局は、i)各国保保険者に対して、他の保険者の使用割合についての情報を提供していない、ii)使用割合が低調な市町村国保を把握しておらず、使用割合の低調な市町村への助言を未実施
- ② 道内市町村国保の差額通知(※)の実施率は76.5%(全国平均87.6%)。179市町村中42市町村（23.5%）で未実施(表2)
 - ※ 住民等に対し、先発医薬品からジェネリック医薬品へ変更した場合の医療費削減額を通知するもの
 - ⇒ 北海道厚生局は、差額通知を実施していない市町村に対する助言等を徹底していない
- ③ 道内4国保組合のうち3国保組合が差額通知を未実施。さらに2国保組合については、保険証等に貼付するジェネリック医薬品希望シール等を未配布
⇒ 北海道厚生局は、使用割合が低調、かつ、差額通知が未実施の国保組合に対して文書による指導を行っていない

改善通知事項要旨（平成28年6月10日）

北海道厚生局は、患者負担の軽減及び医療保険財政の改善を図る観点から、次の措置を講ずることが必要

- ① 北海道と調整して、道内の国保保険者のジェネリック医薬品の使用割合を把握し、国保保険者に対する使用割合の定期的な情報提供
- ② ジェネリック医薬品の使用割合が低調な市町村国保に対する必要な助言
- ③ 差額通知等を実施していない国保組合、市町村国保に対する適切な指導・助言等

北海道厚生局の改善措置状況要旨（平成28年10月14日回答）

北海道厚生局は、以下の改善措置を実施

- ① 北海道に対して、i)道内の国保保険者におけるジェネリック医薬品の使用割合を把握し、ii)各国保保険者に対してその情報を定期的に提供することを要請
- ② ジェネリック医薬品の使用割合が極めて低調である原因を分析した上で市町村国保の選定を行い、必要な助言
- ③ 北海道と連携して、差額通知等を行っていない国保組合、市町村国保に対して、必要な指導、助言

調査結果

2 医療機関等に対する指導状況

(1) 保険医療機関に対する調査、指導等

厚生労働省は、全国の厚生局に対して、以下の事項を指示

① 適時調査（施設基準の確認調査）

原則年1回、適時調査を実施し、施設基準を満たさない保険医療機関からの診療報酬返還金は原則5年分とすること

⇒ 北海道厚生局は、体制及び予算の制約から、適時調査の実施を3年に1回とし、返還金については原則1年分に短縮して運用

② 集団的個別指導（高点数医療機関に対する指導）

診療報酬明細書が高点数であることを認識させるため、1件当たりの平均点数が高い保険医療機関順に選定し、集団的個別指導を実施

⇒ 北海道厚生局は、全ての保険医療機関を対象とした3年1巡方式の定数制に変更して実施しており、高点数であることを認識させる指導となっていない

③ 個別指導（診療報酬の請求等に適正を欠く医療機関に対する指導）

集団的個別指導の指導後、翌年度も高点数保険医療機関に該当する場合は個別指導を実施

⇒ 上記②の方法で集団的個別指導が行われているため、高点数となっている保険医療機関が個別指導の対象となり得ない状況

改善通知事項要旨（平成28年6月10日）

北海道厚生局は、医療機関における保険診療の質的向上及び適正化を図る観点から、次の措置を講ずることが必要

- ① 適時調査は年1回の実施に近づけること。施設基準を満たさない場合の返還金については、原則5年とすること
- ② 集団的個別指導については、高点数医療機関を指導対象として選定し、高点数医療機関に該当することを認識させること
- ③ 上記②の措置を講ずるとともに、集団的個別指導の対象となった医療機関が翌年度も高点数医療機関に該当する場合は、個別指導の指導対象とすること

北海道厚生局の改善措置状況要旨（平成28年10月14日回答）

北海道厚生局は、以下の改善措置を実施

- ① 適時調査については、原則年1回の実施に近づけるよう保険医療機関を選定し、平成28年度は道内565保険医療機関(病院)のうち、232機関を選定(27年度に比べ43機関増加)。また、返還金については、前回の適時調査以降に施設基準を満たさなくなった日の属する月の翌月から返還を請求
- ② 集団的個別指導については、平成28年度から高点数医療機関に該当する旨を指導の実施通知に記載し、高点数医療機関に該当することを認識させる
- ③ 上記②の措置とともに、平成28年度から集団的個別指導の対象となった高点数医療機関が翌年度も高点数医療機関に該当する場合は、個別指導の対象

調査結果

(2) 公的医療機関におけるジェネリック医薬品の使用状況

- ① 北海道厚生局は、道内の約3,300保険医療機関を対象に、年間約260件(機関)の適時調査及び個別指導を実施
しかし、調査又は指導の際に、ジェネリック医薬品の使用状況、採用方針、処方方針等について未確認
⇒ 当局が道内の15国立医療機関(病院)のジェネリック医薬品の使用状況を調査した結果、最高が(独)労働者健康機構釧路労災病院の76.5%、最低が(独)地域医療機能推進機構登別病院の18.9%となっており、使用状況に大きな差(H27年3月現在。表3)
- ② 当局が公的医療機関8機関におけるジェネリック医薬品の使用状況、採用方針、処方方針等について実地調査した結果、以下のような状況
⇒ 町内唯一の医療機関である月形国保病院は、ジェネリック医薬品の使用に消極的なため、町民はジェネリック医薬品の使用が困難
⇒ 北海道大学病院は、検査で使用する造影剤について、外来患者には先発薬を、入院患者はジェネリック医薬品をと、処方を使い分け
ているため、外来患者は高額薬剤費を負担
⇒ KKR医療センターでは、保険薬局における先発医薬品からジェネリック医薬品への変更を認めていないため、先発医薬品を処方された患者は、ジェネリック医薬品を使用できない状況

改善通知事項要旨 (平成28年6月10日)

北海道厚生局は、ジェネリック医薬品の使用促進を図る観点から、次の措置を講ずることが必要

- ① 医療機関に対する適時調査及び個別指導等の際には、ジェネリック医薬品の使用状況、採用方針、処方方針等について確認すること
- ② 上記①の措置の結果、ジェネリック医薬品の使用割合が低調となっている場合は、その原因を把握し、必要に応じ指導すること

北海道厚生局の改善措置状況要旨 (平成28年10月14日回答)

北海道厚生局は、以下の改善措置を実施

- ① 平成28年7月から、適時調査及び個別指導の際に、直近3か月のジェネリック医薬品の使用状況、ジェネリック医薬品への変更を不可としている処方せんの発行状況等について必ず確認
- ② 上記①の措置の結果、保険医療機関において、ジェネリック医薬品の使用状況が60%を下回っている場合には文書により指摘し、60%以上の場合であっても一層の使用促進について要請
院外処方せんにおいてジェネリック発医薬品への変更を不可としている事例の有無やその理由について確認し、必要に応じて指導

表1 道内国保保険者別のジェネリック医薬品の使用割合
(平成27年10月時点)

順位	国民健康保険者名	ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)
1	砂川市	82.0%
1	上砂川町	82.0%
3	奈井江町	80.8%
4	浦臼町	79.4%
5	歌志内市	78.9%
6	赤平市	78.5%
7	新十津川町	77.7%
8	雨竜町	76.7%
9	上富良野町	76.5%
10	滝川市	75.4%
	⋮	
	⋮	
	⋮	
174	新得町	51.0%
175	根室市	50.2%
176	美深町	48.8%
177	音威子府村	46.7%
178	今金町	45.6%
179	中川町	43.3%
180	標津町	43.1%
181	西興部村	42.8%
182	北海道医師国保	41.5%
183	中頓別町	37.1%
-	北海道平均	63.9%

全道順位	国保組合名	ジェネリック医薬品使用割合 (数量ベース)
120	北海道道建設国保	62.1%
161	北海道歯科医師国保	55.2%
166	北海道薬剤師国保	53.6%
182	北海道医師国保	41.5%

(注) 北海道国民健康保険団体連合会の資料に基づき、当局が作成した。

表2 道内振興局管内別の差額通知の実施状況 (平成26年度)

振興局名称	管内市町村数	差額通知実施 市町村数	実施割合
空知総合振興局	24	22	91.7%
石狩振興局	8	8	100.0%
後志総合振興局	20	20	100.0%
胆振総合振興局	11	7	63.6%
日高振興局	7	5	71.4%
渡島総合振興局	11	10	90.9%
檜山振興局	7	5	71.4%
上川総合振興局	23	17	73.9%
留萌振興局	8	8	100.0%
宗谷総合振興局	10	6	60.0%
オホーツク総合振興局	18	10	55.6%
十勝総合振興局	19	9	47.4%
釧路総合振興局	8	7	87.5%
根室振興局	5	3	60.0%
北海道全体	179	137	76.5%

(注) 北海道厚生局及び北海道の資料に基づき、当局が作成した。

表 3

道内国立医療機関のジェネリック医薬品の使用状況（平成27年3月時点）

順位	施設名	所在地	病床数	後発医薬品 使用割合	北海道厚生局による 指導	指導種別	後発医薬品に係る 指導の有無
1	独立行政法人労働者健康福祉機構 釧路労災病院	釧路市	500	76.5%	H25.6.14	適時調査	無
2	独立行政法人国立病院機構 旭川医療センター	旭川市	310	71.8%	H26.11.20	適時調査	無
3	独立行政法人国立病院機構帯広病院	帯広市	353	71.0%	H26.10.31	適時調査	無
4	北海道大学病院	札幌市	946	67.9%	H27.1.28	適時調査	無
5	旭川医科大学病院	旭川市	602	66.0%	H25.9.11	特定共同指導	有
6	自衛隊札幌病院	札幌市	200	65.9%	H28.3.11	適時調査	無
7	独立行政法人国立病院機構 北海道がんセンター	札幌市	520	64.9%	H27.2.12	個別指導 (一般)	無
8	独立行政法人地域医療機能推進機構 北海道病院	札幌市	358	64.7%	H26.12.17	適時調査	無
9	独立行政法人地域医療機能推進機構 札幌北辰病院	札幌市	276	60.4%	H27.2.26	適時調査	無
10	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院	岩見沢	312	60.4%	H26.8.19	適時調査	無
11	独立行政法人国立病院機構 北海道医療センター	札幌市	500	53.5%	H26.12.18	適時調査	無
12	独立行政法人国立病院機構函館病院	函館市	310	53.0%	H27.11.13	適時調査	無
13	独立行政法人労働者健康福祉機構 北海道中央労災病院せき損センター	美唄市	157	36.0%	H25.7.19	適時調査	無
14	独立行政法人国立病院機構八雲病院	八雲町	240	19.5%	H27.8.20	適時調査	無
15	独立行政法人地域医療機能推進機構 登別病院	登別市	242	18.9%	H26.10.22	適時調査	無

(注) 当局の調査結果による。